

## ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程

制定	令和4年 2月 2日	3食流機構第 239号
一部改訂	令和4年 3月 22日	3食流機構第 284号
一部改訂	令和4年 6月 2日	4食流機構第 69号
一部改訂	令和4年 12月 27日	4食流機構第 241号
一部改訂	令和5年 3月 13日	4食流機構第 317号
一部改訂	令和5年 3月 27日	4食流機構第 330号
一部改訂	令和5年 4月 10日	5食流機構第 1号

### 第1 趣旨

食品卸業界は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する中においても、日々の食料供給を担うエッセンシャルワーカーとして業務を継続している。しかし、緊急事態宣言等による時短営業や酒類提供飲食店等の休業要請により、経営環境は厳しい状況にある。

ポストコロナを見据え、生鮮食料品等の安定供給機能を維持・強化し、我が国の経済の再生と、社会情勢の需要の変化に的確に対応するため、卸売市場や食品卸団体等の関係事業者が協調して取り組むサプライチェーン機能の改善・強化等を支援するものとする。

このため、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業補助金交付等要綱（令和3年12月23日付け3新食第1247号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）及びポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施要領（令和3年12月23日付け3新食第1248号大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知。以下「実施要領」という。）に基づき、国の助成を受け、公益財団法人食品等流通合理化促進機構（以下「食流機構」という。）が事業実施主体となって補助対象者に補助金を交付する間接補助事業を実施する場合の手続きについて、所要の規定を定め円滑な事業の実施を図るためにこの実施規程を定めるものとする。

### 第2 対象事業

1 この実施規程が対象とするポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業（以下「本事業」という。）の内容、補助経費の範囲、補助率等については、別表のとおりとする。

なお、事業内容については、専ら卸売をする業務に係るものに限る。

2 本事業においてリース契約を行う場合は以下の事項を遵守するものとする。

- (1) 補助対象者は第7の4の交付決定の通知を受けたときは、速やかに本事業に係る設備・機器の導入に関するリース契約をリース事業者と締結すること。
- (2) リース料に対する補助金の額は、次の算式により計算した額のうち、千円未満を切り捨てた額を物件ごとに算出し、合計して得ることとする。なお、算式中、リース物件価格は消費税を除く額とし、リース期間は利用者が設備・機器等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。
- リース料に対する補助金額＝  
リース物件価格×(リース期間÷法定耐用年数)×1/2以内
- (3) 事業実施者は、リース期間中におけるリース料の支払に関する帳票を整備し、納入状況等が明らかになるよう適正に管理するとともに、当該帳票及び本事業に係る関係証拠書類をリース期間終了年度の翌年度から5年間保管すること。
- (4) 事業実施者は、リース内容や対象設備・機器等の決定根拠等に係る事項を交付申請書の提出に併せてすることとする。
- (5) リース契約の条件
- 本事業の対象とするリース契約（設備・機器等を賃借する事業実施者又は事業実施者の構成員（以下「事業実施者等」という。）と当該事業実施者等が導入する対象設備・機器等の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次のアからオに掲げる要件を全て満たし、カ及びキの特約を付すこと。
- ア リース事業者及びリース料が(6)により決定されたものであること。
- イ 国から直接又は間接に他の補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。
- ウ 貸付期間は、貸付対象機器等の法定耐用年数以内であること。
- エ 割賦契約ではないこと。
- オ 残価付きリース又は所有権移転（購入選択権）付リースでないこと。
- カ リース料支払に係る国からの補助金相当額については、初回リース料支払時又は補助金受領後最初のリース料支払時に、全額を一括して支払うこと。
- キ 毎期のリース料支払額は、リース料総額から補助金による支払額を差し引いた額をリース期間中の支払回数で除した額とすること。
- (6) リース事業者及びリース料の決定等

事業実施者等は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

ア 本事業においてリース事業者と売買契約を締結する設備・機器等を納入する事業者（以下「機器等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について採択通知を受けた後に、原則として複数見積り又は入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。なお、契約締結は交付決定後に行うこととする。

イ 本事業によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について採択通知を受けた後に、原則として複数見積り又は入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。なお、契約締結は交付決定後に行うこととする。

(7) 補助金の請求に係る書類

事業実施者は、(6)の複数見積り又は入札の結果及びリース契約に基づき設備・機器等を導入する場合は、食流機構に別記様式第3号による実績報告を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

- 3 本事業においては、対象の機器等を中古で購入又はリースにより導入することは原則不可とする。ただし、新品を導入する場合は第5の実施期間内に事業の完了ができないが、中古を導入する場合は実施期間内に事業を完了させることが可能な場合に限り、それを証明する書類を提出することで中古の導入を可能とする。なお、対象とする機器等は、導入の時点で法定耐用年数を1/2以上経過していないものに限る。

### 第3 事業実施者

- 1 本事業の事業実施者は、次に掲げる者から公募により選定する。

中央卸売市場若しくは地方卸売市場（以下「卸売市場」という。）の関係事業者で構成する団体、食品卸団体、若しくは卸売市場の関係事業者又は食品卸売事業者により構成する協議会

- 2 事業実施者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 代表者の定めがあること。定めのない団体にあつては、これに準ずるものがあること。  
(2) 規約、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約があること。これらの定めのない団体にあつては、これらに準ずるものがあること。  
(3) 食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律

第 59 号) 第 5 条第 1 項に基づく食品等流通合理化計画の認定を受けている又は認定を受ける見込みがあること（事業実施者が構成員となる団体が認定を受けている場合を含む）。

- 3 事業実施者は、別表の取組について事業実施者の直接行う取組、構成員の個別の取組をとりまとめ申請すること。

#### 第 4 補助対象となる経費及び要件

- 1 補助の対象となる経費については以下のとおりとする。

##### (1) 補助対象要件

- (ア) 本事業の内容、補助対象経費の範囲、補助率及び補助金の上限については、別表のとおりとする。
- (イ) 第 3 の 2 の (3) の認定内容に記載されている取組であること。

##### (2) 補助対象経費

本事業を実施するために直接必要な別表第 2 欄に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

なお、次の経費は対象としない。

- (ア) 国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組にかかる経費
- (イ) 事業実施者等が自力により現に実施し、又は既に完了している取組に係る経費
- (ウ) 事業の期間中に発生した事故又は災害のための経費

- 2 食流機構は、本事業に係る補助金について、国から交付決定を受けた額の範囲内において必要な経費を事業実施者に対して補助する。なお、補助金額については補助対象経費等の精査により減額することがある。

#### 第 5 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和 6 年 3 月 15 日までとする。

#### 第 6 事業の成果目標

- 1 事業実施者は、第 7 の 3 の交付申請書において、本事業の成果目標を定めるものとする。

2 本事業の成果目標の目標年度は、事業を完了した年度の3年後とする。

## 第7 事業計画書の（変更）承認等

### 1 公募、審査及び採択

食流機構は、公募により事業実施者から提出された事業計画書について、審査を行うものとする。

食流機構は、実施要領第8の2（2）の規定に基づき、審査結果及び事業実施者から提出された事業計画書を農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）に報告するものとする。

### 2 事業計画書の作成及び内容の確認

食流機構は、審査結果を踏まえ、事業計画書の作成者に対して採択通知又は不採択通知等を発出するものとする。

なお、事業計画書を変更又は中止若しくは廃止する場合には、これに準じて行うものとする。

### 3 補助金交付の申請

採択通知を受けた事業実施者が補助金の交付を受けようとするときは、交付申請書を別記様式第1号により作成し、食流機構に提出するものとする。

なお、交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない事業実施者については、この限りでない。

### 4 交付決定

食流機構は、3に定める交付申請書の提出があったときには、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに交付決定を行い、事業実施者に補助金の交付決定の通知を行うものとする。食流機構は交付決定後、補助金の交付状況を取りまとめ、交付決定通知書の写しを添えて総括審議官に報告する。

### 5 事業の着手

事業の実施については、4の交付決定後に着手するものとする。

#### 6 申請の取り下げの手続き

事業実施者が申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して7日以内にその旨を記載した書面を食流機構に提出しなければならない。

#### 7 交付決定前の着手

事業の着手は、原則として、食流機構からの交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度においてやむを得ない事情により、交付決定前に着手する必要がある場合には、その理由を具体的に明記したポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業交付金交付決定前着手届（別記様式7号）を、事業実施者が食流機構に提出するものとする。

#### 8 事業遅延の届け出

事業実施者は、補助事業が予定の期間内に完了することができずと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を食流機構に提出し、その指示を受けなければならない。

#### 9 計画の変更、中止または廃止の承認

事業実施者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第2号による変更等承認申請書を食流機構に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。

ただし、10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

ただし、10に規定する軽微な変更を除く

(3) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。

食流機構は、上記の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。

#### 10 軽微な変更

軽微な変更は、次に掲げる重要な変更以外のものとする

(1) 事業の追加、中止又は廃止

- (2) 成果目標の変更を伴う事業
- (3) 総事業費 30%を超える増又は国庫補助金の増
- (4) 総事業費又は国庫補助金の 30%を超える減

## 第8 実施結果報告

- 1 事業実施者は、事業完了の日（当該事業実施者に係る全ての構成員の事業が完了した日。）から起算して1ヶ月を経過した日又は令和6年3月15日のいずれか早い日までに、別記様式第3号により実施結果報告書を作成し、食流機構に提出するものとする。
- 2 事業実施者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月10日までに別記様式第4号により作成した年度終了実績報告書を食流機構に提出しなければならない。
- 3 第7の3のただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第7の3のただし書の規定により補助金の交付の申請をした事業実施者は、1に定める実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を別記様式第5号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに食流機構に報告するとともに、食流機構の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況又は理由について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により食流機構に報告しなければならない。

## 第9 補助金の支払いの手続

- 1 食流機構は、実施結果報告を受けた場合には、報告書の書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該補助金の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。

- 2 事業実施者は、構成員間で事業完了の日に相当な乖離があるなど、特別な事情が認められる場合は、別記様式第6号の遂行状況報告書兼一部確定払請求書を提出することにより、既に完了している事業に係る補助金の交付を請求することができる。
- 3 食流機構は、前項の請求を受けた場合には、報告書の書類を審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の一部の額を確定し、事業実施者に通知するものとする。
- 4 食流機構は、事業実施者に交付すべき補助金の額が確定した後、速やかに補助金を支払うものとする。
- 5 食流機構は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 6 5の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第10 額の再確定

- 1 事業実施者は、第9の1の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、食流機構に対し当該経費を減額して作成した実施結果報告書を第8の1に準じて提出するものとする。
- 2 食流機構は、1に基づき実施結果報告書の提出を受けた場合は、第9の1に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第9の5及び6の規定は、2の場合に準用する。

## 第11 交付決定の取消し等の手続

- 1 食流機構は、次に掲げる場合には、第7の4の規定による交付決定の全

部又は一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 事業実施者が、法令、要綱、実施要領又は本規程に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 事業実施者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業実施者が、補助事業に関して、不正、事務手続きの遅延、その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定後に生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 食流機構は、1の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 食流機構は、1の(1)から(3)までの規定による取消しをした場合において、2の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 2の規定による補助金の返還及び3の加算金の納付については、第9の4の規定を準用する。

## 第12 財産の管理等

1 事業実施者は補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を食流機構に納付させることがある。

## 第13 財産の処分の制限

1 本事業により取得し又は効用の増加した財産のうち不動産及びその従物並びに1件当たりの取得価格50万円以上のものについて、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令

に期間の定めがない財産については期間を定めない。)においては、食流機構の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

ただし、本事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であつて、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載してある場合は、次の条件により食流機構による補助金の交付の決定をもって承認を受けたものとする。

- (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
- (2) 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- 2 1による食流機構の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を食流機構に納付させることがある。

#### 第14 残存物件の処理

事業実施者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を食流機構に報告しその指示を受けなければならない。

#### 第15 食流機構による調査

##### 1 事業実施状況の報告

食流機構は、必要に応じ、事業実施年度の途中であっても、事業実施者に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

##### 2 指導

食流機構は、1に定める事業の実施状況報告書の内容を確認し、事業の成果の目標に対する達成状況が立ち遅れていると判断される場合には、事業実施者に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第16 その他

- 1 事業実施者は構成員に対して本事業により取得した機器等について、第12から第15の指導等をするとともに、別紙に示す内容に基づき交付規程

を作成し構成員に遵守させるものとする。

- 2 事業実施者は、善良な管理者の注意をもって本事業を遂行しなければならない。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和4年2月2日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和4年3月22日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和4年6月2日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和4年12月27日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和5年3月13日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和5年3月27日）から施行する。

附 則

この規程は、総括審議官の承認があった日（令和5年4月10日）から施行する。

## 別表

No.	第1 事業内容	第2 補助対象経費の範囲	第3 補助率等
(1)	<p><b>非接触型等運営事業</b>            経理業務、取引業務、保管・輸送業務、品質管理業務における非接触型業務運営、非接触型業務運営を前提とした経営管理、従業員や顧客の感染予防の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インボイス発行のシステム化、データ交換等の推進等</li> <li>・受発注のシステム化、キャッシュレス化の推進等</li> <li>・共同配送・自動検品システム、自動搬送機の導入等</li> <li>・HACCPに対応した記録管理の自動化等の推進、品質管理に関する各種認定制度取得等</li> <li>・経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施</li> <li>・サーモカメラ、アクリル板等の設置等</li> </ul>	<p>事業に係るシステム等開発費、機器等購入費、ECサイト開設等に要する経費、各種認証等の取得に要する経費、相談等に要する経費、委託費等</p>	<p>1/2以内</p> <p>※補助金の上限 1事業実施者あたり 100百万円</p> <p>また、(1)事業実施者が直接行う取組は100百万円、(2)事業実施者の構成員が個別に行う取組について1構成員あたり100百万円を上限とし、(1)、(2)の取組を組み合わせて行う事業であっても合計で100百万円を上限とする。</p>
(2)	<p><b>アフターコロナ需要獲得事業</b>            アフターコロナを見据えた需要を維持・拡大するための取組            なお、専ら卸売に係る業務と一体で行う消費者向け販売の業務を妨げない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新商品・サービスの開発</li> <li>・食品加工機器、冷蔵庫、冷凍車・冷蔵車などの車両等の導入</li> <li>・コンベアローラー、小分け器、ラベル貼付機等の導入</li> <li>・ECサイト等の導入・開設、食材宅配・ミールキットの開発、配送システム等の開発</li> <li>・販売促進活動の実施</li> <li>・経営相談、コンサルタント等による業務改善提案等の実施</li> </ul>	<p>事業に係る原材料費、システム等開発費、機器等購入費、ECサイト開設等に要する経費、各種認証等の取得に要する経費、販売促進活動費、相談等に要する経費、委託費等</p>	

別記様式第1号（第7の3関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第7の3の規定に基づき、〇〇円の交付を申請する。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A+B) 円	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A) 円	その他 (B) 円	
合 計				



別記様式第2号（第7の9関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
補助金変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第7の9の規定に基づき申請する。

記（注2）

- (注) 1 事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）申請書」と「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
- 2 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
- この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
- また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第3号（第8の1関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
実施結果報告書

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第8の1の規定により、その実績を報告する。

（また、併せて精算額としてポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。）

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び実績
- 3 経費の配分及び負担区分

区 分	補助対象事業費 (A+B)	負 担 区 分		備 考
		補助金 (A)	その他 (B)	
〇〇〇〇	円	円	円	
合 計				

(注) 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

4 事業の完了年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

5 収支精算

(1) 収入の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他					
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減		備考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

6 添付書類

- (注) 1 この実績報告書は、当該報告に係る補助金交付申請書ごとに作成すること。  
 2 括弧内は、実績報告と同時に補助金の交付を請求する場合に記載すること。  
 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第4号（第8の2関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業について、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第8の2の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費 (A)	国庫補助金	(A) のうち 年度内支 出済額	概算払受入 済額	(A) のうち 未支出額	翌年度繰越 額	
翌年度繰越分 〇〇〇〇 〇〇〇〇	円	円	円	円	円	円	
年度内完了分 〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする（翌年度繰越を行った場合のほか、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払で受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし、軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。
- 3 繰越に際し、交付決定に係る補助事業を年度内完了に係るものと繰越に係るものに分割した場合は区分して記載すること。

別記様式第5号（第8の4関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
補助金の消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあったポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業補助金について、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第8の4の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額  
(令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)  
金 円
- 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等その他の売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類その他の免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第6号（第9の2関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
遂行状況報告書兼一部確定払請求書

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第9の2の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告し、金〇〇〇〇円を一部確定払によって交付されたく請求する。

記

1 既に完了した事業の内容

2 一部確定払が必要な理由

### 3 遂行状況報告

区 分	総事業費	国庫補助金 (A)	遂行状況報告		今回請求額 (B)		残額 (A)-(B)		事業完了予 定年月日	備 考
			○月○日までに完了 したもの		金額	出来高 比率	金額	○月○ 日まで の予定 出来高		
			事業費	出来高 比率						
	円	円	円	%	円	%	円	%	〇〇年〇〇 月〇〇日	

- (注) 1 「区分」の欄には、別記様式第1号の記の「3 経費の配分及び負担区分」に記載された事項について記載すること。
- 2 備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

### 4 添付書類

(注) 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付し、経費以外のものは、補助金交付申請書又は変更等承認申請書に添付したもののうち、変更があったものだけに限り添付すること。(経費以外のものについては、申請時以降変更のない場合は省略できる。)

別記様式第7号（第7の7関係）

令和3年度 ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業  
補助金交付決定前着手届

番 号  
年 月 日

公益財団法人食品等流通合理化促進機構 会長 殿

所在地  
団体名  
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって採択のあった事業について、ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業実施規程第7の7の規定により、下記の条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は、事業実施者が負担すること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は事業実施者が負担します。
- 2 交付決定を受けた交付金額が、交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議はありません。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行いません。

別添

取組内容	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	円			

## 別紙（第 16 の 1 関係）

### 〇〇団体ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業 機器等交付規程

ポストコロナを見据えたサプライチェーンの緊急強化対策事業を実施する構成員（以下「構成員」という）は、本事業により交付された機器等については以下の規定を遵守すること。

- 1 構成員は交付金の交付を受けて導入した機器等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な使用に努める。
  - (1) 購入方式の場合  
構成員は、導入した機器等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を整備してこれを保管するものとし、その写しを速やかに〇〇団体に提出するものとする。〇〇団体は、構成員から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の機器等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
- 2 リース方式の場合
  - (1) 貸付対象機器等の貸付期間  
貸付対象機器等の貸付期間は、法定耐用年数以内とする。
  - (2) 途中解約の禁止  
構成員は、貸付期間中のリース契約の解約はできないものとする。  
ただし、やむを得ず貸付期間中にリース契約を解約する場合は、〇〇団体に申し出の上、〇〇団体の指示に従うものとする。
- 3 構成員は、本事業により交付された機器等についての整備費、維持管理費、税を含む諸費用について自己負担することとする。

令和〇年〇月〇日  
〇〇団体